

○システム監査実施細則

[平成20年10月1日]

[業務関連実施細則第1号]

改正 平成20年12月12日業務関連細則第6号

改正 平成21年9月1日業務関連細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、利用者システムに係るシステム監査を実施するための基本的事項を定め、システムの信頼性及び安全性の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「システム監査」とは、システム利用規程（平成20年業務関連規程第1号。以下「利用規程」という。）第40条第1項に規定するものをいう。
- (2) 「利用者システム」とは、利用規程第2条第6号に規定するものをいう。
- (3) 「監査担当者」とは、業務部業務総括課に所属しシステム監査業務を行う者又は取締役社長がシステム監査業務を行う者として指名した者をいう。
- (4) 「被監査利用契約者」とは、システム監査を受けるシステム利用契約者をいう。
- (5) 「指摘事項」とは、システム監査の結果、監査担当者が問題があると判断した事項をいう。
- (6) 「改善事項」とは、指摘事項のうち、被監査利用契約者に対して改善を求める事項をいう。

(平20業務関連細則6・一部改正)

(対象範囲)

第3条 システム監査の対象は、全てのシステム利用契約者の利用者システムとする。

(監査の方法)

第4条 システム監査は、書面監査又は実地監査の方法による。

(監査の対象項目)

第5条 システム監査は、以下の項目を対象として実施する。

- (1) 利用規程第18条第2項（利用者システム構成図の提出等）の規定に基づき提出された「利用者システム構成図」と利用者システムの現況との対査確認
- (2) 利用規程第32条（管理責任者の設置）に規定する管理責任者の設置等の状況の確認
- (3) 利用規程第33条（ウィルス対策等）に規定するウィルス対策の状況の確認並びにバージョンアップの状況の確認
- (4) 利用規程第35条（履歴の管理）及び第36条（共同利用の場合の履歴の管理）に規定する履歴の管理状況の確認
- (5) 利用規程第37条（システム利用契約者を特定するために付与する利用者コード等の扱い等）に規定するパスワードの管理の状況の確認
- (6) 利用規程第38条（ルーターの利用制限等）に規定するルーターの利用状況の確認
- (7) その他会社が必要と判断する項目

(監査の実施事由)

第6条 業務部長は、次の各号の1に該当すると認められる場合であって、緊急にシステム監査が必要と判断した場合にシステム監査を実施する。

- (1) 利用規程第18条第2項（利用者システム構成図の提出等）に基づく提出等に際し、虚偽の事項を記載した疑いがある場合
- (2) 利用規程第34条（利用者システムについて講じたセキュリティ対策の届出）に基づき会社が求める報告の依頼に対して、正当な理由なくこれを拒否した場合
- (3) 利用規程第35条（履歴の管理）の規定に基づく履歴の管理が行われていない疑いがある場合及び会社が求める履歴（ログ）の提出依頼に対し

- て、正当な理由なくこれを拒否した場合
(4) 利用規程第38条（ルーターの利用制限等）の規定に違反し、ルーターを不正使用した疑いがある場合

（平21業務関連細則1・一部改正）

（監査通知）

第7条 業務部長は、システム監査の実施に当たっては、システム利用契約者に対して文書で通知し、システム利用契約者の同意を得なければならない。

（平21業務関連細則1・一部改正）

（監査の報告等）

第8条 監査担当者は、監査実施後、速やかに監査報告書を作成し業務部長に報告しなければならない。

2 監査担当者は、指摘事項又は改善事項がある場合は、監査報告書に記載しなければならない。

3 業務部長は、監査報告書の写しを被監査利用契約者に送付するとともに、改善事項がある場合にはその改善を勧告しなければならない。

（監査担当者の権限）

第9条 監査担当者は、システム監査の実施に当たって、被監査利用契約者に対して資料の提出を求めることができる。

2 業務部長は、前条第3項の規定に基づき、改善を求めた事項に関して、その改善状況の報告を被監査利用契約者に求めることができる。

（その他）

第10条 この細則の改廃は、「規程管理規程」（平成20年総務規程第13号）の定める手続きに従い行うものとする。

附 則

この細則は、更改後のシステム稼働開始日から施行する。なお、海上貨物通関情報処理システムにおけるシステム監査実施細則（平成15年10月1日細則第7号）は、更改後のシステム稼働開始日に廃止する。

附 則（平成20年12月12日業務関連細則第6号）

この細則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年9月1日業務関連細則第1号）

- 1 この細則は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。ただし、航空貨物通関情報処理システムにおけるシステム監査実施細則（平成 20 年 10 月 1 日業務関連細則第 2 号）の適用を受けている者については、システムによる航空貨物に係る輸出入等関連業務の処理の開始の日からこの細則を適用する。
- 2 航空貨物通関情報処理システムにおけるシステム監査実施細則（平成 20 年 10 月 1 日業務関連細則第 2 号）は、システムによる航空貨物に係る輸出入等関連業務の処理の開始の日に廃止する。